（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定） **第三条**　（略） 一～十一　（略） 十二　硫黄酸化物放出低減装置	（認定） **第三条**　（略） 一～十一　（略） （新設）

別表第二の二（第四十五条関係）

製造に係る予備検査	（略）	
	ふん尿等処理装置	1個につき　52,400円
	硫黄酸化物放出低減装置	1個につき　290,000円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき　59,600円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき　59,600円
	（略）	
改造、修理又は整備に係る予備検査	（略）	
	ふん尿等処理装置	1個につき　26,200円
	硫黄酸化物放出低減装置	1個につき　149,000円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき　31,300円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき　31,300円
	（略）	

別表第二の二（第四十五条関係）

製造に係る予備検査	（略）	
	ふん尿等処理装置	1個につき　52,400円
	（略）	
改造、修理又は整備に係る予備検査	（略）	
	ふん尿等処理装置	1個につき　26,200円
	（略）	